

名寄市東児童クラブ利用案内



はじめに

○この資料は、東児童クラブの概要や利用方法、申込み方法等を記載しております。
申込みの前に必ずお読みください。

1 申込み必要書類

申込みについては、利用の1週間前までに申請又は書類を提出してください。

①昨年度東児童クラブを利用している方かつ兄弟に新1年生等いない方〔注1〕

右のQRコードから申込みをお願いいたします。

提出書類	QRコードで申請する場合
申込書・減免申請書	QRコードから申請画面に移動し、入力してください。
雇用証明書・申出書・承諾書・児童調査票	QRコードで申請した後に様式（紙）を直接児童クラブに提出してください。



②昨年度東児童クラブを利用していない方または兄弟に新1年生等がいる方〔注1〕

東児童クラブに申込書等直接提出してください。

※雇用証明書の提出が遅れる場合は、申込み時に支援員へお伝えください。

提出書類	様式（紙）で申請する場合
申込書・減免申請書	様式（紙）を直接児童クラブに提出してください。
雇用証明書・申出書・承諾書・児童調査票	

〔注1〕 …兄弟に1人でも東児童クラブを利用したことがない児童も含む

<注意>

- ① 必要書類を、名寄市のホームページからダウンロードまたは児童クラブから受領し、手書きの場合は必ず黒いボールペンで記入してください。
- ② 利用許可書は、どちらの申請方法でも審査のうえ後日交付させていただきます。
- ③ 進級される場合も毎年申請が必要です。期限内の申込みをお願いします。
- ④ 年度途中で利用される場合は、申請を1週間前までに行ってください。
- ⑤ 入所後にご住所・勤務先・家族構成などが変わった場合は、支援員へお伝えください。
- ⑥ 必要書類（雇用証明書以外）には、保護者が署名（自筆）する場合は押印は不要です。
雇用証明書は、事業所の押印があるものを提出してください。

【申込み必要書類】

	書類名	備考
申込書類	利用申込書	
	児童調査票	
	雇用証明書又は申出書	保護者の他に同居している親族がいる場合、その方の証明書等が必要になる場合があります
必要な方のみ	減免申請書	就学援助世帯または同一世帯で二人以上の児童が入所する世帯
	承諾書	習い事に通っている場合

2 受付場所

○QRコードでの申請の場合

申請受付は児童センターですが、雇用証明書等の書類は東児童クラブ（東5条南3丁目）に直接提出してください。

○QRコード以外で申請の場合

東児童クラブ（東5条南3丁目）に直接書類を提出してください。

3 受付時間 平日（12：30～18：00） 土曜（9：00～18：00）

※平日の受付は、児童利用前の14：30までがスムーズです。



児童クラブの概要・利用方法について（必ずお読みください）

1 児童クラブとは

保護者の就労等によって、日中留守の家庭環境にある児童の健全育成をはかるため、名寄市教育委員会が管理運営を行う学童保育施設です。

2 対象および定員

保護者の就労や入院、出産等により、継続して昼間の時間帯に家庭が留守になる環境の世帯の小学生全学年が対象となり、定員は35名です。ただし、定員や面積基準を超える場合、4年生～6年生は利用できない場合があります。あわせて、期限を過ぎての申込みにつきましては、受入定数の状況によって受付をお断りする場合があります。

3 活動内容

支援員のもとでさまざまな教材・遊びを通して、自主性、自立性、社会性、創造性の向上をめざす活動および交流の場としての活動を行います。また、季節行事や地域・異世代交流活動も実施します。

4 利用できる日・時間

（１）利用できる日

年間を通じて開所していますが、下記の日（期間）はお休みとなります。

① 日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

② インフルエンザ等に感染または学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖になった場合 **P8**

※ その他、学校行事によりお休みとなる場合があります。その場合は事前に連絡いたします。

（２）利用できる時間（下記の時間が開所時間となりますので、時間の遵守をお願いします）

① 平日（授業のある日）⇒ 下校時～18：30

② 学校休業日（土曜日・夏休み・冬休み・春休み等）⇒ 8：00～18：30

※ 帰宅時間及び帰宅方法は、連絡カードで確認しますので、保護者が必ずボールペンで記入してください。（「何時何分ごろに児童クラブを出て一人で帰る」「迎えに行く」など記入してください）

5 使用料

（１）使用料の金額について

使用料は児童ひとりにつき、月額4,000円となりますが、右記の要件に該当する場合は使用料の減免を受けることができます。

なお、申請による減免となりますので、該当される方は必ず申請されるよう留意ください。

《 児童クラブ使用料減免制度 》

- ① 就学援助（要保護）世帯 ⇒ 全額減免
- ② 就学援助（準要保護）世帯 ⇒ 1／2減免（月額2,000円）
- ③ 二人以上入所世帯（同一世帯） ⇒ 二人目以降1／2減免（月額2,000円）
 ※ 二人目以降につき、一人目は4,000円となります。
- ④ 管理者が特にその必要を認める場合（火災・事故等）⇒ 全額または1／2減免

【注意事項】

- ☐ 複数の要件に該当する場合は、保護者が有利になる要件での減額となります。
- ☐ 就学援助による減免申請は、教育委員会の認定が必要となります。
- ☐ 就学援助の追加や辞退など、変更のあった場合は必ず支援員へ届け出てください。
- ☐ 減免の決定は、審査のうえ減免決定通知書（利用許可書と併用）にて通知します。

（2）使用料の納入について

使用料については、口座振替によりお支払いいただく形を推奨しております。

理由があり納付書での支払いを希望される方は、申請書提出時に支援員へお伝えください。

【納入までの流れ】

①手続きについて	
口座振替	口座振替登録には、<u>納付書番号</u>が必要になります。4・5月分納付書が配られましたら、下記必要書類と併せてご持参いただき、下記金融機関等にてお手続きをお願いいたします。 なお、<u>振替口座は必ず保護者の口座としてください。</u> 【手続き場所】：市内金融機関窓口・市役所税務課納税係（名寄庁舎 1 階 7 番窓口）・市役所地域住民課（風連庁舎 1 階窓口） 【必要書類】：<u>通帳・印鑑（通帳届出印）・口座振替依頼書（窓口、クラブに備えています）</u> ※ゆうちょ銀行利用の場合は、クラブに口座振替依頼書は備えていませんので、郵便局または各市役所担当窓口でお手続きお願いいたします。 ※手続きは、毎月 10 日までに行ってください。10 日を過ぎますと、処理が間に合わず翌月以降の口座振替となる場合がございます。
納付書払い	申請書提出時に、支援員へその旨お伝えください。
②使用料の納入	
口座振替	毎月、該当月の翌月最終日に引き落としされます ただし、納付書は口座振替にかかわらず利用決定しましたら利用月数分の納付書をお渡しします。 <u>4・5月分は納付書で支払っていただき、口座手続きが完了しましたら使用しない納付書は破棄をお願いいたします。</u> ※最終日が休みの場合は、翌営業日の引き落としとなります。 ※減免審査の都合上、納付書は 5 月に配布いたします。

納付書払い	利用決定した月数分の納付書を配布します。 配布された分利用する場合は、一度に払っていただいて構いません。また、毎月支払っていただいても構いません。（支払期日厳守） ※支払期日は、毎月当該月の翌月最終日です。 ※減免審査の都合上、5月に配布いたします。
③月途中に利用開始（中止）した場合	
口座振替	使用料は日割り計算した金額を引き落としします。 ※口座振替にかかわらず、納付書を配布いたします。口座振替手続きが完了しましたら納付書は破棄をお願いいたします。
納付書払い	利用開始した場合は、利用決定した分の納付書を配布いたします。 利用中止した場合は、日割り計算の月のみ新しい納付書を配布します。利用開始当初に納付書をもっている方は、破棄していただく形となります。

※納付書を紛失した場合は、再発行しますので支援員までお伝えください。

6 習い事の届け出

児童クラブを利用しながら習い事へ通う場合は、承諾書を提出いただきます。利用申込または習い事を始める時は、その都度支援員へ承諾書を提出してください。

7 住所の変更

住所が変更となった場合は、「児童クラブ住所変更届け」を提出してください。

8 利用の中止

保護者が仕事をやめた場合など、利用中止される場合は「児童クラブ利用中止届」（様式第3号）を1週間前までに提出してください（就労等による留守家庭が利用要件のひとつです）

9 保険（児童安全共済制度）

児童や保護者などの来館者が、児童クラブの敷地内あるいは児童クラブ活動の指揮のもとにおける館外で活動中に、事故等でケガを被った場合は保険金をお支払いします。

掛金は名寄市が負担しますので、保護者の負担はありません。

10 児童クラブ保護者の会

児童クラブでは保護者の会を組織して活動を行っています。保護者の会への入会と会が行う事業への参加・協力をお願いいたします。

11 利用にあたっての注意事項と保護者のみなさんへのお願い

（1）施設について

東児童クラブは、2階図書スペースを名寄消防団第1分団に無償貸付し、月1回の会議と火

災等の緊急時の場合、車庫に消防車が格納されており出動することになります。警報が出た場合は、児童の安全を考慮し室内での活動に限定しますので、ご理解をお願いいたします。

また「危機管理マニュアル」で、児童が安心して活動できるよう体制を整えています。

(2) 送迎について

- ① 駐車場は、東児童クラブ向かい西側（東小学校グラウンド東側）を利用します。
 - 道路を渡ることになるため、移動には十分注意をお願いします。
 - お迎えの際には必ず児童クラブの玄関までお越しください。
- ② 近年、保育所や児童クラブの送迎時における『車上荒らし』が報告されています。車を離れる際は必ずロックするとともに、貴重品やバック等を置いたままにしないでください。
- ③ 児童が利用する施設ですので、駐車場に入る時や道路に出る時、駐車場内など事故防止には特に気をつけていただきますようお願いします。

(3) 連絡カード・欠席のご連絡について

- ① 連絡カードについて
 - 連絡カードは、ご家庭と児童クラブの情報共有のツールとなりますので、お迎えなどの時刻はもとより、お子様の体調や留意点など、毎日ボールペンでご記入ください。
 - 連絡カードは、お子様が来られた際に毎日提出していただきます。
 - カード台紙は1年間使用し、月ごとの日程（記載内容）は、月末にお便りと一緒に渡しますので、台紙の上部にのりづけしてください。
- ② 欠席・時間変更のご連絡について

急に欠席になる場合やお迎え時間に変更がある場合など、伝達事項がありましたらクラブへ連絡ください。土曜日・夏休みなどの長期休み期間の日以外（学校登校日）は12：30以降、または留守電をお願いします。

【東児童クラブ Tel 8-7100】※学校に電話しても取り次げません。

(4) おやつについて

おやつについては、保護者の会による運営となります。買い出しについて、協力いただける範囲でお手伝いをお願いする場合がありますので、よろしくお願いします。

- ① おやつ代について
 - おやつ代は、お子様ひとりにつき、月額700円です。
 - おやつ代は、食べる・食べないにかかわらずいただくこととなっています。
 - ② おやつ代の納入について
 - おやつ代は2カ月に一度、お便りと一緒に集金袋をお渡しします。期日までにお釣りのないように納入してください（お子様に持たせず、直接保護者から手渡し願います）
- ※ 保護者の会のおやつ以外は飲食禁止です。アメやガム等も持ち込まないでください。

(5) 必要なものについて

- ① 午前から午後にかけて利用する場合はお弁当と飲み物（お茶またはスポーツドリンク）が必要です。また、新1年生は学校給食が開始される前についても同様にお弁当を持参してく

ださい。

- ② 東児童クラブは体育室がないため、東小学校体育館で放課後の空き時間を利用し活動を行います。その場合、学校用とは別に上靴が必要となりますので、クラブ専用の上靴と布製靴袋の用意をお願いします。
- ③ ハンカチ、ティッシュを毎日持たせて下さい。飲み物用のためコップを用意して下さい(割れにくいもの)。持ち物には必ず名前を記入してください。
- ④ その他、行事等により必要なものなどがありましたら、適宜お知らせいたしますので、よろしくお願いします。

(6) 利用のきまりについて

- ① 児童クラブ内では元気にあいさつするよう指導しています。帰るときは、必ず支援員に声をかけてください。
- ② 携帯電話やゲーム、お金などは持ってこないようにしてください。(緊急の場合は事務室でかけられます)
- ③ 児童クラブ内のおもちゃや本などは大切に使い、後片付けをするよう指導しています。
- ④ 児童クラブは団体活動が基本です。決まりを守れない場合は、児童・保護者のみなさまに厳しく指導することがあります。



何かご不明な点があれば、

児童クラブ支援員または児童センター学童担当までご連絡ください。

名寄市東児童クラブ

TEL 8-7100 (FAX兼)

名寄市児童センター

TEL 3-3465 (FAX兼)



集団下校や臨時休校の際の児童館及び児童クラブの利用について

学校では、災害や天候の悪化、暑さ、インフルエンザなどの感染拡大防止のため、集団下校や臨時休校の措置を執ることがあります。これら学校の措置は児童の安全・安心のために行われることであるため、児童クラブでもこれら措置の目的に沿い、利用について次のとおりとさせていただきますので、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

学校での対応と目的		児 童 館 (児童センター・風連児童会館)	児童クラブ (南・風連・東)
集 団 下 校	インフルエンザ等 感染拡大防止のた めの措置	学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休 校の際、対象となる学級・学 年・学校の児童の利用はでき ません。	同 左
	天候不良等により 児童安全確保のた めの措置	利用できません。	通常通り利用できます。ただし、必ず保護者の お迎えをお願いします。また、習い事など児童 だけの外出はできません。
臨 時 休 校	インフルエンザ等 感染拡大防止のた めの措置	学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休 校の際、対象となる学級・学 年・学校の児童の利用はでき ません。	同 左
	天候不良等により 児童安全確保のた めの措置	利用できません。	通常通り（朝は８：００から）利用できます。 ただし、必ず保護者の送り迎えをお願いします。 また、習い事など、児童だけでの外出はで きません。
	暑さ対策による措置	利用できません。	通常通り（朝は８：００から）利用できます。 ただし、必ず保護者の送り迎えをお願いします。 また、習い事など、児童だけでの外出はで きません。
そ の 他	自然災害により避 難勧告が出された 場合など	利用できません。	通常通り利用できます。ただし、必ず保護者の 送り迎えをお願いします。また、習い事など、 児童だけでの外出はできません。 ※クラブが避難対象地域となった場合は利用 できません。
	土曜日や冬休みな どの長期休暇中に ついて	学校では、休日のため上記のような措置は取りませんが、天候不良の際には送 り迎えについてご協力ください。 利用中に天候が悪化した際は、お迎えをお願いする場合があります。	

★停電や配線不良等により、電話が不通の場合は、名寄市児童センターへご連絡ください。

TEL (01654) 3-3465

記入例

名寄市児童クラブ利用申込書

利用児童名（フリガナ）	性別	生 年 月 日	学 校 ・ 学 年	
（ ナヨロ アンジュ ） 名寄 杏樹	男 女	平成 29 年 4 月 5 日生	名寄東 小学校 1 年 組	
（ ）	男 女	年 月	小学校 年 組	
（ ）	男 女	年 月 日生	小学校 年 組	

学年は4月からの学年（新学年）を記入してください

住 所	〒 096-0005 名寄市東5条南3丁目63番地40	自宅電話	【⑥】 8-0000
携帯電話	(父) 【①】 090-0000-1212 (母) 【③】 080-0808-0808		

緊急時に連絡する際に、保護者・勤務先・緊急連絡先を含め希望する優先順位があれば【 】内に番号をつけてください。

家 族 の 構 成	氏 名（フリガナ）	続柄	年齢	勤務先（課係名）・学校名・学年	勤務先電話
	（ナヨロ シンスケ） 名寄 伸介	父	40	〇〇株式会社 業務課業務係	【②】 3-△△△△
	（ナヨロ カオリ） 名寄 香織	母	35	〇〇食品会社 販売課庶務係	【④】 2-0000
	（ナヨロ イブキ） 名寄 一颯	兄	10	名寄東 小学校 4年	【 】
	（ ）				【 】

勤務先は、課・係名などわかるように記載ください。
同居されているご家族全員について記入してください

利用クラブ名 （該当に☑）	☐ 名寄市南児童クラブ ☐ 名寄市風連児童クラブ ☒ 名寄市東児童クラブ
希望利用期間 （該当に☑） ※通年利用の期間 (4/1～3/31)	☒ 通年利用 ☐ 短期利用（ 年 月 日～ 年 月 日） 【短期利用の場合は、その期間利用が必要な理由】 就労しているため
申 請 理 由 （該当に☑）	☒ 保護者のいずれもが、昼間働いているため家庭にいない。 ☐ 保護者のいずれもが、長期にわたって病気又は親族の看護や介護を常態としている。 ☐ その他（ ） ※ 雇用証明書や介護が常態化していることが確認できる書類を添付すること。
緊急時連絡先	① 住所： 名寄市東〇条南▲丁目■番地 電話： 【⑤】 3-0000 氏名： 名寄 次郎 （続柄： 祖父 ） 携帯： 【 】 ② 住所： 電話： 【 】 氏名： （続柄： ） 携帯： 【 】

緊急時に連絡が取れ、お子様の状態等をお伝えできる方であれば、どなたでも構いません。

令和 **8** 年 **2** 月 **18** 日

保護者氏名 **名寄 伸介**

記入例

名寄市児童クラブ児童調査票

【本調査票は、学童保育の運営上に使用するもので、公開はいたしません】

利用児童名（ふりがな）	性別	血液型	学 校 ・ 学 年	保 育 歴
名 寄 杏 樹 (なよろ あんじゅ)	女	B	名寄東小学校 1年	保育所 ○○ 幼稚園
ア レ ル ギ ー に つ い て	シラカバアレルギー（花粉症）です。			
アレルギーの原因（食品・動物など）、アレルギーの症状（くしゃみ・充血・発疹など）及び必要な対策をくわしくご記入ください	目が痒くなって充血します。目薬を持たせますので、痒かったら目薬をさすよう本人に伝えていますが、先生からも痒そうにしていたら伝えてください。			
持 病 に つ い て	ぜん息があります。			
病名（ぜん息・てんかんなど）及び対処法などについて、くわしくご記入ください	激しい運動をすると咳込むことがあります。その時は、休憩と水分補給をさせてください。			
既 往 症 に つ い て	1ヶ月前に左手首を骨折してしまい、2週間に1回通院しています。			
過去に大きな病気・ケガをされた場合、必要な対応または現在の通院状況があればご記入ください				
特 別 支 援 学 級 の 利 用	有 ・ 無	利用のある場合で、手帳や診断書などをお持ちの場合は、コピーを添付してください。		
その他、配慮が必要なこと	自分の思いがうまく伝わらないと、すぐ怒ってしまいます。1対1だと、ゆっくりですが自分の思いを話すことができます。			
思いをうまく伝えられない、大声を出す、癇癪を起こすなど、どのようなことでもかまいません				
す く ら む に つ い て	すくらむをお持ちの場合は、コピーを添付してください。			

児童クラブからご自宅までの略図

【複数人で利用されている場合は、どちらか一枚にご記入ください】

4

+

地図を書いていただくか、地図を印刷していただき貼ってください。
(貼る場合、地図にクラブ・ご自宅がわかるように印を付けてください。)

児童クラブからご帰宅までの道順をご記入ください（自宅以外の場合は、自宅と帰宅場所両方をご記入ください）

注意事項

雇用証明書

氏 名		住 所	
職 種 (該当に○)	常 勤 ・ パート ・ 臨時雇用 その他 ()	就労時間	自 午前・午後 時 分 至 午前・午後 時 分
仕事の内容 入所日以降の雇用証明となります。 年度途中で雇用期間の更新となる場合は更新時に再度提出いただきます。 提出の際にその旨連絡ください。			
雇用期間 (該当に☑)	☐ 無期雇用 (期限なし) ☐ 有期雇用 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
特記事項	勤務形態 (該当に○)	常勤 ・ シフト制 ・ その他 ()	
	勤務数・時間	週 日間 (1日 時間、主に 午前・午後)	
	定休日 (該当に○)	日・月・火・水・木・金・土・不定期 ()	
	雇用契約更新 (該当に○)	有 ・ 無	
上記のとおり雇用する、又は雇用していることを証明します。 年 月 日 雇用主 住 所 電 話 会 社 名 代表者名 必ず会社（雇用主）の証明を受けてください。 なお、支店・営業所の場合などは支店長・営業所長などが代表者で結構です。 なお、会社の証明印について押印漏れがないか確認してから提出してください。 			

- (注) 1. この雇用証明書は雇用主に提出して、証明を受けてください。
 2. 新年度における新規・継続入所の場合は、4月1日以降の雇用証明を受けてください。
 3. 事実と相違した場合は、児童クラブに入所できなくなる場合があります。

申 出 書

名寄市教育委員会 様

自営業により敷地内に保護者はいますが、家庭には保護者不在のため、名寄市児童クラブ利用を申請します。

令和 8 年 2 月 18 日

保護者 氏 名 (父) 名 寄 伸 介
 氏 名 (母) 名 寄 香 織
 住 所 名寄市東5条南3丁目63番地40
 電話番号 01654-8-0000

利用理由については下記記載のとおりです。

	児童クラブ使用理由
4 月	例：農作業（又は〇〇店経営）により、家庭に保護者不在のため
5 月	〃
6 月	〃
7 月	〃
8 月	〃
9 月	〃
10 月	〃
11 月	〃
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

その他特記事項

記入例

名寄市児童クラブ使用料減免申請書

令和8年 2月18日

名寄市教育委員会 様

住所 名寄市東5条南3丁目63番地40

申請者

氏名 名 寄 伸 介

次の理由により、児童クラブ使用料の減免を申請します。

記

「申請理由」（下記の該当する番号に○をつける。）

- 1 就学援助を受けている要保護児童
- 2 就学援助を受けている準要保護児童
- 3 同一世帯で2人以上の利用児童がいる場合、2人目以降の児童
- 4 その他（ ）

利用児童	氏 名	名 寄 杏 樹	男 女	学年	1 年 組
	氏 名		男 女	学年	年 組
	氏 名		男 女	学年	年 組
利用クラブ名 (該当に☑)	☐名寄市南児童クラブ ☐名寄市風連児童クラブ ☑名寄市東児童クラブ				

注意 下記の表は記入しないでください。

決 裁	館 長			年 月 日
申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。				
決 定 理 由	申請理由（1・2・3・4）			
使 用 料	規 定 額	減 免 額	納 入 額	
	円	円	円	
減 免 児 童				

承諾書

名寄市教育委員会 様

私の子どもが名寄市児童クラブ保育中に、児童クラブ保育外の下記活動に参加する際、目的地までの往復及び目的地において万が一事故等が発生した場合、一切の責任を名寄市教育委員会に求めず保護者にて持つことを承諾いたします。

令和8年 2月18日

住 所 名寄市東5条南3丁目63番地40

保護者

氏 名 名 寄 伸 介

記

児童名 名 寄 杏 樹 性別 男・女 学校名 名寄東 小学校 1年 組

習 い 事 ①	名 称	▲▲公文教室	担当者	●●先生
	住 所	名寄市東△△条南△△丁目	電 話	〇-〇〇〇〇
	曜 日	①・火・水・②・金・土	時間帯	16時00分 ～ 17時00分
習 い 事 ②	名 称		担当者	
	住 所		電 話	
	曜 日	月・火・水・木・金・土	時間帯	時 分 ～ 時 分
習 い 事 ③	名 称		担当者	
	住 所		電 話	
	曜 日	月・火・水・木・金・土	時間帯	時 分 ～ 時 分

記入例

名寄市児童クラブ住所変更届

令和 8 年 7 月 1 日

名寄市教育委員会 様

住所 名寄市東5条南3丁目63番地40
保護者
氏名 名 寄 伸 介

自宅の住所が下記のとおり変更となりましたので、お届けいたします。

利 用 児 童	氏 名	名 寄 杏 樹	男 女	学年	1 年 組
	氏 名		男 女	学年	年 組
	氏 名		男 女	学年	年 組
利用クラブ名 (該当に☑)	☐ 名寄市南児童クラブ ☐ 名寄市風連児童クラブ ☒ 名寄市東児童クラブ				
変更後住所	〒096-0055 名寄市東5条南2丁目1番地1233				
変更年月日	令和 8 年 7 月 5 日				
備 考					

記入例

名寄市児童クラブ利用中止届書

令和8年 9月10日

名寄市教育委員会様

住所 名寄市東5条南3丁目63番地40
保護者
氏名 名 寄 伸 介

名寄市児童クラブの利用を中止しますので、届書を提出いたします。

利 用 児 童	氏 名	名 寄 杏 樹	男 女	学年	1 年 組
	氏 名		男 女	学年	年 組
	氏 名		男 女	学年	年 組
利用クラブ名 (該当に☑)	☐ 名寄市南児童クラブ ☐ 名寄市風連児童クラブ ☒ 名寄市東児童クラブ				
利 用 中 止 年 月 日	令和8年 9月30日 ※最終利用日を記載。				
利用中止事由 (該当に☑)	☐ 転出・転居 ☒ ひとりでお留守番ができるようになったため ☐ 保護者が就労しなくなったため ☐ 習い事により通所ができなくなったため ☐ その他 ()				
備 考					